

一般名処方について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取組みを実施しております。そのため後発医薬品のあ
る医薬品について特定の医薬品名を指定するのではなく、医薬品の成分をもと
にした「一般名処方」を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さん
に必要な医薬品が提供しやすくなります。

なお、令和 6 年 10 月 1 日より患者さまが一般名処方の処方箋から長期収載品
（先発医薬品）へ変更を希望された場合は、薬剤費の一部が「選定療養費」の対
象となり、ご負担いただくことがございます。